

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会職員等給料表

令和7年4月1日

事務局職員給料表

職 務	金 額	対象者
事務局員A	129,300 円	スイミングセンター勤務職員 週3日
事務局員B	218,000 円	スイミングセンター勤務職員 週5日
事務局員C	131,300 円	スポーツセンター勤務職員 月12日
事務局員D	175,000 円	スポーツセンター勤務職員 月16日

スポーツトレーナー給料表

号 給	金 額	対象者
1	217,900 円	1 年目
2	219,900 円	2 年目
3	221,900 円	3 年目以降

臨時職員給料表

職 務	時 間 給/回
事務的業務要員	1,163 円
ホームページ更新要員	1,226 円
トレーニングルーム夜間受付	1,331 円
各種事業の看護師	平日 2,660 円/H
	休日 3,110 円/H

付 則

この規則は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成24年10月1日から施行する。(最低賃金の改定)

付 則

この規則は平成25年10月1日から施行する。(最低賃金の改定)

付 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。(給与改定)

付 則

この規則は平成26年10月1日から施行する。(最低賃金の改定)

付 則

この規則は平成27年6月1日から施行する。(賃金の改定)

付 則

この規則は平成28年4月1日から施行する。(給与改定・時間給の項目増)

付 則

この規則は平成28年10月1日から施行する。(給与改定・時間給の改定)

付 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。(給与改定・時間給の改定)

付 則

この規則は平成29年10月1日から施行する。(最低賃金の改定)

付 則

この規則は平成30年4月1日から施行する。(給与改定・時間給の改定)

付 則

この規則は平成30年10月1日から施行する。(最低賃金の改定)

付 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和元年10月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和2年4月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和3年4月1日から施行する。(職務体制の改定による)

付 則

この規則は令和4年10月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和5年4月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和5年10月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和6年4月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和6年10月1日から施行する。(最低賃金の改定による)

付 則

この規則は令和7年4月1日から施行する。(最低賃金の改定による)